

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置の延長について

雇用調整助成金の特例措置が令和3年2月28日まで延長されました。

■休業・教育訓練の場合の助成率

- ・中小企業 4/5（解雇等を行っていない場合は 10/10）
- ・大企業 2/3（解雇等を行っていない場合は 3/4）

■休業・教育訓練の助成額の上限 日額 15,000円

■学生アルバイト・パート労働者（※1）も対象（※2）

（※1）週の所定労働時間が20時間未満の労働者（※2）「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

- 特例措置の延長に関わらず、従来通り、支給対象期間の末日の翌日から2ヶ月以内に申請する必要があります。
- ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

商工会 決算・申告個別相談会のお知らせ

当商工会 石原宙顧問税理士による個別相談会を開催しますので、是非ご利用ください。

場 所：東出雲町商工会館

- ☆2月17日（水） 13:00~17:00
- ☆2月24日（水） 13:00~17:00
- ☆3月 3日（水） 13:00~17:00
- ☆3月 8日（月） 13:00~17:00
- ☆3月12日（金） 13:00~17:00

相談・指導： 石原 宙 税理士

お申込みご希望の方は事前に商工会（TEL 52-2344）までご連絡ください。
時間を調整させていただきます。

市県民税申告相談について

令和3年度（令和2年分）の市県民税申告相談が、くにびきメッセ・公民館等で行われます。それぞれの受付期間、受付時間は下記のとおりです。

○申告会場：くにびきメッセ

○期 間：2月16日（火）から
3月15日（月）までの平日、
及び2月21日（日）・2月28日（日）

○受付時間：9:00~11:00、13:00~15:00

○申告会場：東出雲ふれあい会館

○期 間：3月8日（月）から
3月12日（金）

○受付時間：9:30~11:00、13:00~15:00

※問い合わせ：松江市財政部市民税課 TEL：0852-55-5151（市民税第一・第二）
TEL：0852-55-5154（諸税係）

新規学校卒業予定者等の採用維持・促進に向けた島根労働局からのお願い

島根労働局から、「新規学校卒業予定者等に対する内定取消しや入職時期の繰下げが発生しないよう、また、前途ある若者の将来のためにも、未内定者の採用を含め、引き続き中長期的な視点に立って、令和2年度及び令和3年度新卒者等の採用維持・促進をお願いいたします。」との協力依頼がありました。

事業所の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、厳しい事情を抱えられているところと存じますが、ご配慮頂きますようお願いいたします。

島根県 新型コロナウイルス感染症対応資金にかかる取扱期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上げが減少している中小企業を対象とした「新型コロナウイルス感染症対応資金」について取扱期限が、令和3年3月末まで延長されました。これにともない、県単独制度の取扱期限も令和3年3月末まで延長されます。

■制度概要

資金名	新型コロナウイルス感染症対応資金（国制度）	新型コロナウイルス感染症対応資金（県単独制度）
対象者	市町村より次のいずれかの認定を受けた中小企業者等 ・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号 ・危機関連保証	国制度分の資金を満額利用し、以下の要件をすべて満たす中小企業者等 ・1か月の売上及びその後2か月間の売上見込が▲15%以上、または最近3か月の売上が前年同期に比して▲15%以上 ・市町村より以下の認定を受けたもの【新規借入、既往債務（責任共有外）の借換】 ・セーフティネット保証4号 ・危機関連保証【新規借入、既往債務（責任共有）の借換】 ・セーフティネット保証5号
融資限度額	4,000万円	8,000万円
用途	設備資金、運転資金（原則、保証付の既往債務について借換可）	
融資期間	10年以内（据置期間5年以内含む）	12年以内（据置期間3年（一部2年）以内含む）
返済方法	元金均等分割返済（但し、保証期間が1年以内の場合は一括返済可）	元金均等分割返済
融資利率	当初3年間は無利子（但し、中小・小規模事業者前年同月比▲15%未満を除く）	当初3年間は無利子
	4年目以降年1.10%（責任共有外）、年1.25%（責任共有）	
信用保証	不要（但し、中小・小規模事業者前年同月比▲15%未満は県単独助成により実質不要）	不要
担保	不要	取扱金融機関又は信用保証協会の決定による
連帯保証人	原則として法人の代表者以外の連帯保証人は徴求しない	法人取扱金融機関又は信用保証協会の決定による個人原則として不要
取扱期間	令和2年5月1日から令和3年3月31日保証申込分まで	

■問い合わせ 島根県中小企業課（金融グループ）TEL：0852-22-5882

お知らせ・イベント情報等は当会のホームページをご覧ください

東出雲町商工会

検索



退職金の準備も中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

① 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

② 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

③ 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

